

島根県ギャンブル等依存症関連問題に取り組む民間団体支援事業実施要領

第1 目的

ギャンブル等依存症（ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態を指す。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体（以下「民間団体」という。）の活動を支援するため、民間団体が実施する事業（以下「民間団体事業」という。）の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 民間団体事業の実施

① 県の補助

島根県は予算の範囲内において、民間団体事業に対し島根県ギャンブル等依存症関連問題に取り組む民間団体支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

② 民間団体事業計画の策定

ア．民間団体は、事業を実施するに当たり、当該年度に実施する事業内容及び必要な経費等を示した事業計画（以下「民間団体事業計画」という。）を策定し、事業を実施する年度ごとに知事に提出するものとする。なお、当該民間団体事業計画は、知事が別に定める「島根県ギャンブル等依存症関連問題に取り組む民間団体支援事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）第7条に基づく交付申請書に添付する事業実施計画の提出をもってこれにかえることができる。

イ．知事は、提出された民間団体事業計画について、交付要綱及びこの要領に反する場合は、必要に応じて見直すことを求めるものとする。

③ 民間団体事業の内容及び対象経費等

民間団体事業の内容及び対象経費等は、交付要綱の第4条に定めるところとする。

なお、民間団体事業の実施に当たっては、県内に事務所を有する中小企業者への発注に努めるものとする。

④ 民間団体事業に係る補助金の交付申請等

民間団体の代表者は、補助金を受けて民間団体事業を実施しようとする場合には、事業を実施する年度ごとに知事に対し民間団体事業計画を提出するとともに、補助金の交付申請書を提出しなければならない。

⑤ 民間団体事業の中止

民間団体の代表者は、民間団体事業を中止し、又は廃止する場合には、知事に報告し、承認を受けなければならない。なお、知事は必要な場合には当該報告に関し、当該民間団体の代表者に対し指示をすることができる。

第3 民間団体事業を実施する場合の条件

① 補助金は第2③に規定する経費に使用しなければならない。

② 民間団体事業計画に記載された経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、民間団体事業計画を修正し、知事の承認を受けなければならない。

- ③ 民間団体事業計画に記載された事業内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- ④ 民間団体事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ⑤ 民間団体事業が、予定の期間内に完了しない場合又は民間団体事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ⑥ 民間団体事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この民間団体事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- ⑦ 民間団体事業により取得し、又は効用の増加した財産については、民間団体事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ 民間団体事業を行う者が、①から⑦までにより付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ⑨ ⑥において、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- ⑩ 民間団体事業の対象経費と重複して、国又は地方公共団体及びその他の団体等が実施する補助金等の交付を受けてはならない。
- ⑪ その他、民間団体が事業を実施する際の条件は、交付要綱第6条に定めるところによる。

第4 民間団体事業実績報告

民間団体の代表者は、民間団体事業が完了した後、当該年度に実施した民間団体事業に係る実績報告を、知事に提出しなければならない。なお、当該実績報告は、交付要綱第10条に基づく実績報告書の提出をもってこれにかえることができる。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、民間団体事業に関し必要な事項については、知事が定めるものとする。

附 則

第1条 この要領は令和7年9月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。